

体健第713号
学安第917号
令和2年3月6日

各
〔
教 育 事 務 所 長
市 町 村 教 育 委 員 会 教 育 長
公 立 高 等 学 校 長
公 立 特 別 支 援 学 校 長
小 ・ 中 ・ 義 務 教 育 学 校 長
公 立 幼 稚 園 長
〕
様

岐阜県教育委員会
体育健康課長
学校安全課長

新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校
及び特別支援学校等における一斉臨時休業中の児童生徒の外出につ
いて（3月4日時点）

このことについて、別添（写）のとおり、文部科学省から連絡がありました。

今がまさに感染の流行を早期に終息させるために極めて重要な時期であることを踏まえ、何より児童生徒の健康・安全を第一に考え、多くの児童生徒や教職員が、日常的に長時間集まることによる感染リスクに予め備える観点から、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校を一斉に臨時休業措置を実施しているところです。

つきましては、各市町村教育委員会及び各学校、教職員、児童生徒、保護者に改めて、臨時休業中の児童生徒の外出について、下記の点に留意いただくよう周知願います。

なお、この情報については、令和2年3月4日時点のものであり、今後の状況に鑑み更新の可能性もあり得る旨、申し添えます。

記

- 1 一斉臨時休業中の児童生徒の外出について（臨時休業中の休日等の外出についても同様）
 - (1) 軽い風邪症状（のどの痛みだけ、咳だけ、発熱だけなど）でも外出を控えること。
 - (2) 規模の大小に関わらず、風通しの悪い空間で人と人が至近距離で会話する場所やイベントにできるだけ行かないこと。
 - (3) 児童生徒が犯罪に巻き込まれることのないようにするために、保護者や地域の方との連携について、引き続き配慮すること。

2 相談窓口の周知及びスクールカウンセラー等による支援について

新型コロナウイルス感染症に起因するいじめ、偏見、ストレス等の問題等に関しては、以下に留意願います。

- ・児童生徒及び保護者に対して、相談窓口(「24時間子供SOSダイヤル」等)を周知願います。
- ・県立学校においては、各学校のホームページに相談窓口を掲載しています。
- ・中学生、高校生に対しては、SNS相談窓口を開設する予定(3/16~3/27)です。(詳細が決まり次第、別途通知します。)
- ・スペシャリストサポート事業にてスクールカウンセラーによる支援が必要な場合は、小・中・義務教育学校は市町村教育委員会担当者へ、公立高等学校・特別支援学校は各教育事務所地域担当生徒指導主事へ相談ください。

3 スクールソーシャルワーカーによる支援について

- ・要保護児童対策地域協議会において、要保護児童として進行管理台帳に登録されている児童生徒や過去において虐待等の相談や支援を行った児童生徒等については、市町村福祉部局との情報共有及びスクールソーシャルワーカーを活用した関係機関との連携について配慮願います。
- ・スペシャリストサポート事業にてスクールソーシャルワーカーによる支援が必要な場合は、小・中・義務教育学校は市町村教育委員会担当者へ、公立高等学校・特別支援学校は各教育事務所地域担当生徒指導主事へ相談ください。

担 当	体育健康課 学校保健係		
係 長	後藤 隆正	担当者	安藤 精
電 話	058-272-1111 (内線3593)		
F A X	058-278-2825		
E-mail	ando-kiyoshi@pref.gifu.lg.jp		

担 当	学校安全課 生徒指導係		
係 長	増田 康宏	担当者	古田 浩章 北島 康隆
電 話	058-272-1111 (内線3143)		
F A X	058-278-2825		
E-mail	hiroaki-furuta@pref.gifu.lg.jp kitajima-yasutaka@pref.lg.jp		